

# 令和7年度 金山町住宅リフォーム支援事業

## □補助の対象者は？

⇒ 金山町に住民登録し、居住(予定含む)し、かつ当該住宅等を所有する方。

## □補助金額はどのくらい？

- ・対象世帯：全ての世帯
- ・補助率・補助金額

**【1/5・上限24万円】**

- ・対象世帯：移住・新婚・子育て ※1
- ・補助率・補助金額

**【1/3・上限30万円】**

町内施工業者と契約して行う工事については上限額を増額しております。  
上限24万円 → 上限30万円 、 上限30万円 → 上限35万円

※1 対象世帯

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 移住世帯  | 令和2年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯   |
| 新婚世帯  | 申請日において婚姻した日から5年以内の世帯          |
| 子育て世帯 | 平成19年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定含む) |

## □対象となる工事等は？

### ▼リフォーム等工事

県内業者による住宅等のリフォーム等工事のうち、次の5つの要件工事のいずれかを含み、かつ下記の区分に応じた基準点以上のもの。取付工事を伴う建築設備も補助対象となります。なお、

- ①寒さ対策・断熱化工事 → 複層ガラス入り建具の設置、壁等への断熱材の設置工事など
- ②バリアフリー化工事 → 手すりの設置、浴室等の段差解消、便器を座便式に交換する工事など
- ③克雪化工事 → 雪止めの設置及び更新する工事、雪割板の設置工事など
- ④県産木材使用工事 → 住宅に県産木材を使用した工事

※必要な基準点の合計は下記のとおり。(詳細は事前にご相談ください。)

○リフォーム等の総工事費(消費税除く)が50万円以上⇒10点以上／50万円未満⇒5点以上

### ▼耐震改修工事

県内の施工業者による耐震改修工事のうち、耐震診断の結果に基づき、木造住宅の耐震評点が1.0以上に引き上げる工事であるもの。

### ○県内施工業者との請負契約による工事の場合

対象となる総工事費(消費税抜き)の **50%・上限120万円**

※千円未満の端数は切り捨て ※リフォーム等工事との併用が可能です！

## □申し込み方法

- 申請期間 / 令和7年12月26日(金)まで
- 受付窓口 / 金山町 環境整備課 建設・景観係(役場庁舎1階)

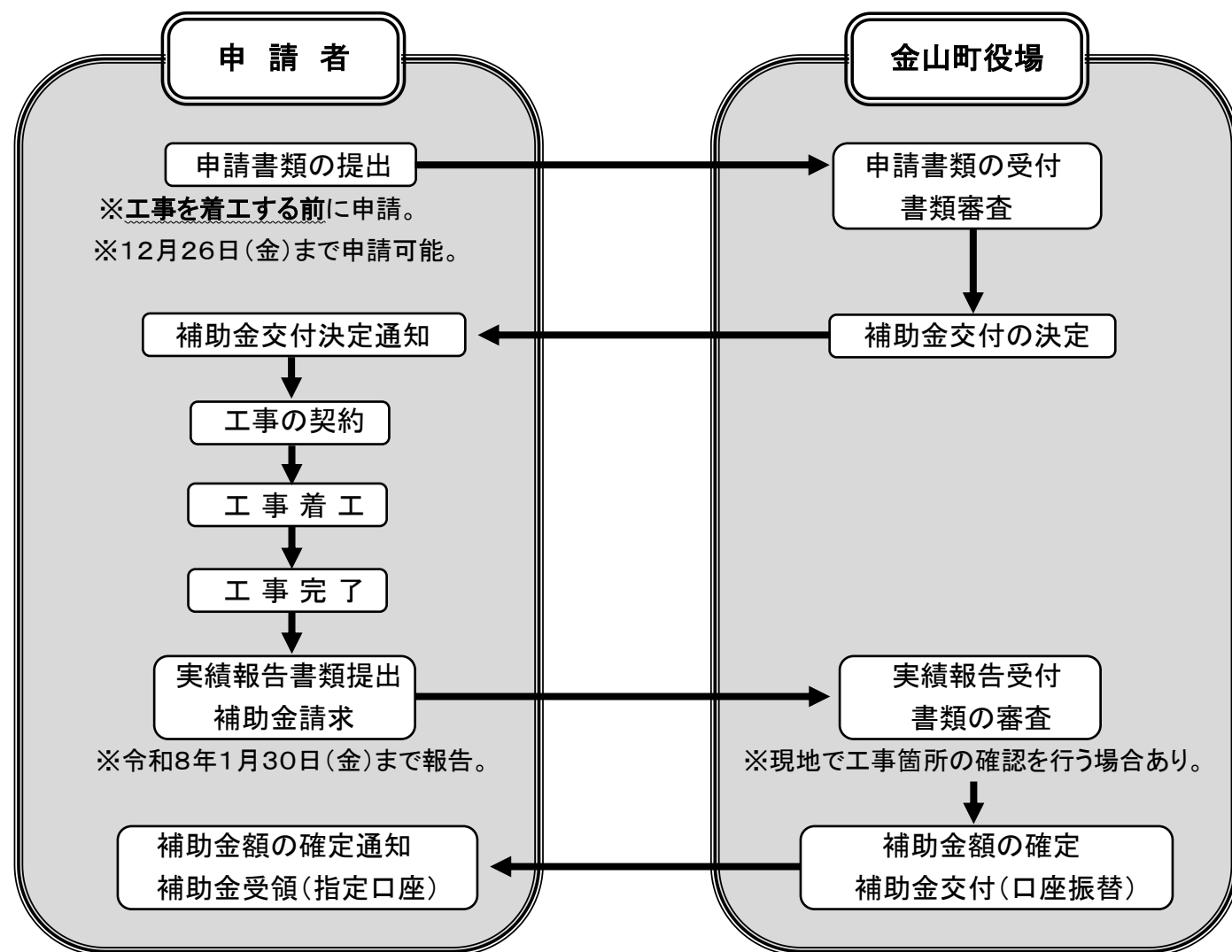
- 申請書類 / 以下の書類がすべて揃っていることを確認し、受付します。

【 □ 交付申請書 □ 申請書に記載がある「必要書類欄」で該当する書類 】

※子育て、新婚、移住世帯については、「住民票」が必要になります。

※工事着工前に申請をお願いします。

## □手続きの流れ



## □その他

- ・ 申請書、実績報告書、補助金請求書については、役場環境整備課窓口、町HPで入手できます。
- ・ 店舗と併用住宅の場合は、住宅部分のみを面積按分で対象とします。
- ・ 金山町街並み景観助成金との併用はできません。但し、時期・内容等により、全くの別工事と認められる場合は併用可能です。なお、外観に係る工事を含む場合は、その内容が「金山町の風景と調和した街並み景観条例－街並み景観形成基準」に合致するようご協力をお願いいたします。

新築・リフォームのご相談などはお気軽にどうぞ！

お問い合わせ先 金山町環境整備課 建設・景観係 TEL 0233-29-5628